

令和元年10月9日

機能性表示食品およびサプリメントの公正競争規約の作成について

一般社団法人 健康食品産業協議会

公益社団法人 日本通信販売協会

規制改革実施計画（令和元年6月21日閣議決定）において、機能性表示食品に対して「事業者の自主的な表示適正化の取組支援」や「第三者的な役割を持つ機関あるいは組織の活用等」が求められている。健康食品産業協議会（＝協議会）と日本通信販売協会（＝JADMA）は、機能性表示食品制度の枠組みを議論した消費者庁の「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」（平成25年－26年）に業界代表として出席し、制度設計に関わった。平成28年4月には「機能性表示食品適正広告基準」を連名で発出した。さらに平成30年11月に規制改革推進会議に、機能性表示食品への景品表示法運用の問題点の申し立てを行い、これを受け、今回の規制改革実施計画が決定された。こうした経緯から、今回両団体で連携し、機能性表示食品の業界自主ルールを進化させ、その実効性を担保するため、機能性表示食品の公正競争規約の作成を進める。あわせて、問題となることの多い、サプリメントの公正競争規約も検討し、表示の是正に取り組んでいく。

記

1. 機能性表示食品公正競争規約を作成する団体
 - 協議会に「公正競争規約準備室」を設けて、一元化して検討を行う。
2. 機能性表示食品公正競争規約準備室の体制
 - 協議会のほか、JADMAで構成。このほか参加希望の団体も受け入れる。
 - 室長には、景品表示法の運用および公正競争規約に精通したJADMAの植木正樹調査役（元消費者庁表示対策課課長補佐、公正取引委員会OB）が就任する。
 - 準備室のメンバーは、団体でそれぞれ検討して推薦する。
3. 検討内容
 - 消費者庁で進めている機能性表示食品の広告WGでの議論などを踏まえ、景品表示法上で問題となるおそれのある表示について検討する。
 - 業界だけでなく、行政経験者、消費者団体やアカデミア、法曹界などからもメンバーを選定して広く意見を聞く。
 - 検討内容については、消費者庁と適宜打ち合わせを行っていく。
4. スケジュール
 - 令和元年10月から検討を開始する。
 - 月2－3回のペースで検討を行い、早い時期に規約の概要を固める。
5. 場所、費用等
 - 協議会、JADMAおよび参加希望団体が協議し場所、費用等を負担する。

以上